

○ 創療祭実行委員会の設置及び運営に関する要項

(設置)

第1条 クラス委員協議会（以下「協議会」という。）の下部機関として、創療祭の企画及び運営を担当する創療祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 実行委員会は、協議会及び各学科の学生から選出される委員によって構成する。

2 前項の実行委員会には、専攻科の学生から選出される委員を加えることができる。

3 委員の任期は、選出された日から当該年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 実行委員会に、委員の互選により委員長1名及び副委員長3名を置く。

2 委員長は、委員が選出されたときは、協議会の承認を得て、実行委員名簿を学生部長に提出するものとする。

(任務)

第4条 実行委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 運営資金及び資材の調達
- (2) 予算案の作成
- (3) 決算の報告
- (4) 予算の配分
- (5) 会場の調整並びに創療祭参加団体の募集及び管理
- (6) 学内外への宣伝活動
- (7) テーマの検討
- (8) 創療祭実施計画書及び創療祭実施結果報告書の作成
- (9) 実行委員会本部企画の立案及び実施
- (10) 大学事務局との連絡調整
- (11) その他創療祭に関し、協議会から負託された事項

(協議会の承認)

第5条 実行委員会は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 創療祭実施計画
- (2) 創療祭実施結果報告
- (3) その他実行委員会又は協議会が必要と認めた事項

2 委員長は、前項の協議会の承認を得たときは、その旨を速やかに学生部長に報告するものとする。

(創療祭実施計画書)

第6条 創療祭実施計画書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) テーマ
- (2) 実施要領
- (3) 参加企画一覧
- (4) 予算案
- (5) その他実行委員会又は協議会が必要と認めた事項

(創療祭実施結果報告書)

第7条 創療祭実施結果報告書には、以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 決算書

(2) その他実行委員会又は協議会が必要と認めた事項

(助言者)

第8条 創療祭の円滑な実施を図るため、実行委員会に助言者を置くことができる。

2 助言者は、学生委員会の推薦に基づき、委員長が委嘱する。

(細則)

第9条 実行委員会及び創療祭の運営その他この要項の実施に関する細則については、学生委員会の承認を経て、実行委員会が定めることができる。

付則

この要項は、平成14年5月22日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年12月18日から施行する。ただし、第27条、第44条及び第45条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(組織)

2 (略)